

プレス発表

平成18年6月6日

経済産業省
原子力安全・保安院
中国四国産業保安監督部

中国化薬(株)江田島工場第1廃薬焼却場爆発事故に係る 一時使用停止命令の解除について

平成18年3月27日に発生した中国化薬(株)江田島工場の第1廃薬焼却場爆発事故に際し、当部は、同日付けで火薬類取締法第45条第1号の規定により第1廃薬焼却場の使用停止命令を発令しました。

この度、5月23日付けで、同社から事故原因及び再発防止対策について報告書の提出を受け、当部として、同報告書の内容を確認検討し、5月26日に実施した立入検査により、再発防止対策の実施状況等について確認を行い、同社の措置を妥当だと認めましたので、本日付けで一時停止命令の解除を行ないました。

なお、本件に係る経過及び概要については別紙のとおりです。

照会先
中国四国産業保安監督部
保安課 三並
(082)224-5749

中国化薬(株)江田島工場第1廃薬焼却場爆発事故の経過及び
製造施設の一部の一時停止命令の解除について

平成18年6月6日

経済産業省
原子力安全・保安院
中国四国産業保安監督部

1. 平成18年3月27日、16時58分頃、中国化薬株式会社江田島工場（広島県江田島市江田島町）の第1廃薬焼却場において廃薬の焼却中に爆発事故が発生し、作業員1名が罹災した。
2. 当部は、直ちに、火薬類取締官2名を現地に派遣し、爆発現場及び関係書類等について調査を行い、同日、22時30分に、中国化薬株式会社（以下、「同社」という。）に対し、火薬類取締法第45条第1号の規定に基づき第1廃薬焼却場の一時使用停止命令を発令した。
3. 当部は、引き続き、翌日28日も火薬類取締官を現地に派遣し、事故の発生状況について調査を行い、4月10～13日に同社が行った原因究明に係る燃焼試験への立会、さらに、5月10日に本件事故に係る法令違反の有無を確認するための立入検査を実施し、法令違反がないことを確認した。
4. 当部は、同社に対し、原因の究明及び再発防止対策の策定を求め、事故報告書の提出を要請し、5月23日、本件事故に係る報告書が当部に提出された。
なお、事故報告書のとりまとめにあたって、同社に対し指導等を行った。
5. 同社は、本件爆発事故の原因として、
燃え方が異なる異種の廃薬を並べて焼却した。
廃薬に含まれていた酸と他の廃薬との混触による異常燃焼が発生した。
廃薬が山盛りになり、下部が密閉され、内圧が上昇した。
これらの条件が重なり、爆発に至ったと推定した。
また、事故発生時に作業員が焼却場内に立ち入った要因として、点火の異常、立ち消え、異常燃焼、廃薬の燃焼状態の確認などの理由が生じ、作業員が廃薬焼却施設内に立ち入ったと推定した。

併せて、同社は、事故が発生した背景として

事故発生日は、終業時間直前に、数種の廃薬が同時に焼却場に運びこまれており、作業員に異種の廃薬を並べて焼却させる可能性を生じさせた。

焼却作業において、作業の計画、安全管理が作業員に一任されている状況にあった。

とし、焼却中に作業員が立ち入った背景としては、事故を起こした焼却施設は、燃焼状況の監視システム、焼却作業中の立ち入り防止対策などが不十分で、ヒューマンエラーを引き起こす可能性があったとした。

6．当部は、この間の現地調査及び立入検査並びに同社に対する事情聴取等により、同社が事故報告書において推定した事故原因及びその背景について、妥当なものであると判断した。

7．また、同社はこれら爆発原因及び背景を基に以下の再発防止対策をまとめた。

(1)設備面の対策

異種の廃薬を並べて焼却しないようにするための対策として、廃薬焼却皿を増設し、廃薬の種類に応じた専用の焼却皿とするとともに、廃薬の一時置き場についても廃薬毎に区分した保管管理とする。

焼却中に作業者が立ち入らないようにするための対策として、焼却中及び焼却後の一定時間は焼却場内に入れないようインターロック機構を新設する等の措置を講じる。

また、燃烧状態が的確に監視できるよう、遠隔監視システムの拡充等を図る。

(2)作業標準の見直し及び作業管理体制、監督指導体制等管理面に係る対策

廃薬焼却作業工程を、同社の規定にある「特定工程」として指定し、保安管理体制を強化する。

作業標準を見直し、廃薬の保管方法、専用焼却皿による焼却等について明記するとともに、終業間際の持ち込みを規制するため、廃薬の最終受付時間を明記する。

廃薬焼却に係るスケジュール管理を徹底するため、その日毎に発生する廃薬の種類と量を把握し、廃薬作業計画書を作成、製造保安責任者の承認を得た上で廃薬焼却作業を行うこととする。

廃薬焼却作業を2名による作業とする。また、廃薬焼却作業の監督指導体制を強化するため、製造副保安責任者を正1名体制から、正1名を補完する副2名を追加する。

8．当部は、同社の再発防止対策について、改めて、5月26日に立入検査を実施し、設備の改善計画、作業標準書等の見直し等の状況、その他全般的な安全管理対策及び今後の実施計画等について確認を行い、さらに、同社幹部から今後の保安対策についての方針を聴取したことにより、同社における総合的な保安対策が確認できたことから、同施設について安全の確保が図られたものと判断し、同施設の一時停止命令の解除を行うこととした。

なお、再発防止対策のうち、今後、実施を予定している対策については、その進捗状況について、定期的に同社から当部へ報告させるものとした。